

の室の戸に伏す。弟子因を知り、教化へて室の戸を開き、錢三十貫隠藏せるを見る。其の錢を取りて、以ちて経を誦むことをし、善を修ひ福を贈る。誠に知る、錢を貪りて隠すに因り、大蛇の身を得て返りて其の錢を護ることを。須弥の頂を見るときといふとも、欲の山の頂を見ることが得ずといふは、其れ斯れを謂ふなり。

葉師仏の木の像水に流されて沙に埋れ靈しき表を示す

縁 第三十九

駿河国と遠江国との堺に河有り。名けて大井河と曰ふ。其の河上に鶴田里有り。是れ遠江国榑原郡の部内なり。奈良宮に天下治めたまひし大炊天皇の御世の天平宝字二年戊戌の春三月に、彼の鶴田里の河辺の沙の中に音有りて曰はく「我れを取れ。我れを取れ」といふ。時に有る僧国を経て彼を行過ぐ。當時「我れを取れ」と曰ふ音なほ止まず、僧を呼び求む。邂逅に沙の底に有る音を聞くこと得て、埋れたる死人の蘇還るなりと思ひて、掘りて見れば、葉師仏の木の像有り。高六尺五寸、左右の耳缺けたり。敬ひ礼み哭きて言さく「我

が大師や、何の過失有せばか是の水の難に遇ひたまふ。縁有りて偶に値ひたてまつる。願はくは我れ修理ひたてまつらむ」とまうして、知識を引率て仏師を勧請へ、仏の耳を造らしめ、鶴田里に堂を造りて尊き像を居き、之れを以ちて供養す。今号けて鶴田堂と曰ふ。是の仏の像驗有り。光を放ち、願ふ所を能く与へたまふ。故に道俗帰り敬ふ。伝へ聞く、優填の檀の像起ちて礼み敬ふことを致し、丁蘭の木之母動きて生ける形を示すといふは、其れ斯れを謂ふなり。

悪しき事を好む者現に利き鋭に誅られて悪しき死の報を得る縁 第四十

橋朝臣諾楽麻呂は、葛木王の子なり。強ひて非望を窺ひ、心に国を傾けむことを繋げ、逆ふる党を招集めて其の便を当頭く。僧の形を画作り、之れを以ちて的を立て、僧の黒眼を射る術を効ふ。諸の悪しき事を好むこと斯の甚しきに過ぎたるは無し。諾楽麻呂の奴諾楽山にして鷹鳥猶をして、其の山に狐の子多有るを見る。奴狐の子を捉りて木を用ちて串に刺し、其の穴の戸に立つ。

(壹)十月五日条には「七七日齋がみえる。ひとつこの生の終りから次の生の始まりまでの中間のありかた、を中陰(中)という。三)すでに成長をとげた「大毒蛇」が出現している。小林信彦は、僧は生まれ変わったのではなく僧の「たまご」が大蛇にとり憑いた、と推測している。今昔「十四ノ三に、女が死んでただちに二五尋許ノ毒蛇となつた説話がみえる。

一蛇に説諭して。  
二より高い地位の存在への転生を暗示して蛇の死が記されたほうがわかりやすいが、本説話はそのような展開をみせない。  
三もとの室にもどつて来て。  
四須弥山。世界の中心に位置する高山。

第三十九縁 あやしき表(い)の説話。今昔物語集・十二ノ十二に書来。

五 静岡県島田市大字野田。六 淳仁天皇。七七八年。淳仁天皇はこの年の八月に即位。春三月は孝謙天皇の世。  
八 その時に。九 偶然に。  
二 類似の表現が中巻十七縁、二十二縁にみえる。  
三 一 標題には「流れ水」とあつた。  
三 一 上巻二十五縁。  
三 一 随所「乗来、一切皆遂、求長寿、得長寿、求富饒、得富饒、求官位、得官位、求男女、得男女、二(葉師琉璃光如来本願功德経)。  
四 優填王が工人に命じて柃檀を刻んで造らせた仏像は、母への説法を終えて切利天より帰る來る釈迦を、起ちて迎えた(大唐西域記・五)。  
五 「檀をまゆみ」と訓むのは誤りであるとする説(小野蘭山)があるが、植物名としては他に訓は知られていない。二五ノ上巻十七縁。

第四十縁 悪業についての現報説話。橋奈良麻呂の姿を因果の理によつて説明しようとする。僧形を描いて的とした悪業に対する悪報とされる。

一「ときききき」は、鋭利な武器の先端。軍勢の比喩的表現。「利鋭(本説話)」「鈍鋒(上巻五縁)」「鋭(書紀・欽明天皇十二年占訓)」「鋒(名義抄)などの表記がある。  
二 橋奈良麻呂。父は橋諸兄、母は藤原不比等の娘。七五七年に三十七歳で歿か。統紀「天平宝字元年条に、奈良麻呂の姿に關しての詳細な記事がある。一八 葛城王。橋諸兄。  
三 小野東人の自白によれば、天平宝字元年六月に、安宿王、黄文王、大伴古麻呂、多治比賀養、多治比礼麻呂、大伴池王、多治比鷹主、大伴兄人、を集めた(統紀・天平宝字元年七月四日条)。三〇ノ上巻二十四縁。  
三 この「僧に特定的人物(聖武天皇、行基、道鏡など)を擬する説は、本説話にいうところの「悪事」の性格を不鮮明にするように思われる。僧形の者を的としたこと自体を問題として、三原文「諾楽麻呂之奴」。諾楽麻呂に仕える奴、夫の説があるが、したがいがたい。本説話は、僧形を的とする悪事をおこなつた諾楽麻呂については殺されるにいたつた、という説話であり、狐と奴とを叙述した箇所は「現報甚近、不無慈悲心」為無慈悲行、致無慈悲怨二を説くためのもの。三 奈良山とも表記する。上巻十二縁。  
四 天平勝宝八年(壹)五月二日に聖武太上天皇が歿し、六月八日の詔によつて、翌年五月三十日までの殺生が禁断された。その殺生禁断の期間中の事件か。